

〔提案募集型〕ネーミングライツパートナー募集要項

令和6年10月
新潟県 村上市

1 募集の趣旨

この募集要項は、市有施設の愛称の命名権に関し、民間からの提案による導入を図るために必要な募集方法などを定めたものです。

村上市（以下「市」という。）は、市有施設の事業、運営及び維持管理に要する費用の一助にすることを目的としてネーミングライツパートナーを募集し、ネーミングライツパートナーは、市有施設に企業名や商品名等の愛称を表示することにより、企業の広告宣伝効果が期待できるほか、愛称を付けた施設の運営に寄与することを通じ、地域社会に貢献することができます。

2 対象施設

「提案募集型」ネーミングライツの対象施設は、「特定施設募集型」により公募する施設（市が施設を選定して募集するもの）を除く市有施設とします。ただし、施設の性質上、次の施設を除きます。

- ① 特定施設募集型ネーミングライツ事業を導入し、又は導入を予定している施設
- ② 施設名称の設定に経緯のある施設（例：公募により施設名を決定したもの）
- ③ その他愛称を付することが適当でないと市長が認める施設

3 募集概要

(1) ネーミングライツ料

希望する年間契約額（消費税及び地方消費税を含む。）を提案してください。仮に、その金額が、市が算定して適当とする金額（市の希望金額）を下回る場合は、双方の協議により金額を定め、協定を締結することとなります。

(2) 契約期間

標準的な契約期間は、5年としていますが、希望する契約期間を提案してください。ネーミングライツパートナーの決定の際、協議させていただきます。

(3) 愛称の命名条件

ネーミングライツ事業において市有施設に付する愛称は、施設の設置目的にふさわしいものとしてください。次のいずれかに該当するものは、愛称にふさわしくありませんので、付することができません。

- ① 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの

- ③ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ④ 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- ⑤ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ⑥ 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- ⑦ その他施設に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの

(4) 愛称の使用

- ・市は、愛称を積極的に使用するものとし、協定締結後に市が作成する印刷物並びに協定による契約期間中の市ホームページの表示及び音声による呼称は、愛称を使用します。ただし、やむを得ない合理的な事情がある場合は、市は条例に記載されている名称を使用できるものとします。
- ・ネーミングライツ事業における契約の期間中は、原則として、その愛称を変更することができません。
- ・施設で行われる行事内容によっては、行事主催者が当該行事期間中、愛称を使用しないこと又は掲出した愛称名若しくは広告看板をマスキングすることがあります。

(5) 費用負担

区 分	ネーミングライツ パートナー	市
敷地内外の看板表示の変更 ※1	○	
契約終了後の原状回復	○	
協定締結後に市が作成する印刷物及び市ホームページの表示変更		○

※1：

敷地内外の看板表示の変更は、ネーミングライツパートナーが発注して施工してください。

道路看板については、道路管理者が発注して施工してもらう必要があるため、市が道路管理者と協議します。市が道路管理者であれば、市が発注します。この場合の費用は、ネーミングライツパートナーの負担となります。

4 応募資格

ネーミングライツ事業は、事業所の所在地が市内か市外かを問わず、募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツパートナーとなることを希望する事業者等（法人その他の団体若しくは事業を営む個人又は複数の団体等により構成された組織をいう。）が応募できます。ただし、次のいずれかに該当する事業者等は、応募することができません。

- ① 市から指名停止措置を受けている者
- ② 市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっている者

- ④ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれらに類する者
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中の者、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中の者又は破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の申立てがなされた、若しくはその開始決定がなされている者
- ⑦ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する者
- ⑧ その他ネーミングライツを取得することが適当でないと市長が認める者

5 応募方法

(1) 応募期間

通年で随時提案を受け付けています。

(2) 事前相談

ネーミングライツの付与を希望する施設について、対象施設かどうかの確認や名称条件等に関する施設所管課との協議が必要となりますので、申請書類の提出前に以下担当へ必ず事前相談をしてください。

・企画戦略課 行政改革推進室（0254-53-2111内線3820）又は施設所管課

(3) 提出書類

① 提案募集型ネーミングライツパートナー申請書（様式第1号－2）

② 添付書類

ア 企業又は事業の概要が分かるもの（会社概要、企業案内パンフレットなど）

イ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 決算報告書（直近3年分）

エ 定款、寄附行為その他これらに類する書類

オ 納税を証明する書類

・村上市税の未納がないことが分かる資料（証明書等）（村上市内に事業所等を有する場合に限る。）

・法人税、消費税及び地方消費税を納税したことが分かる資料（証明書等）（直近1年分）

(4) 提出部数 1部

(5) 申請方法

提出書類を全てまとめ、郵送又は直接持参してください。

(6) 申請先

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

村上市 企画戦略課 行政改革推進室

(6) 質問受付

申請に当たり質問等がある場合、「提案募集型ネーミングライツ募集要項等に関する質問書（様式第3号－2）」により、電子メールで受け付けます。公平性を期すため、質問に対する回答は、市ホームページに掲載します。

・メール送信先 E-Mail : somu-g@city.murakami.lg.jp

電子メールの件名は、「ネーミングライツに関する質問」としてください。

電子メール送信後、企画戦略課行政改革推進室（0254-53-2111内線3820）へ、受信を確認してください。

(7) HP公表、募集

事前相談があった事業者等からの申請書の提出があった後、市ホームページにおいて、申請があった旨を周知するとともに（応募施設名を除く応募内容及び事業者等の情報は公表しません。）、公平性確保の観点から、2週間程度他者からの申請を受け付ける期間を設けます。

(8) 留意事項

- ① ネーミングライツ事業において、申請書の提出があった事業者名、申請内容及び審査結果の情報は、公表しません（優先交渉者（ネーミングライツパートナーとしての適格があり、市が協定に係る交渉を行う者をいう。）の事業者名を除く。）。ただし、ネーミングライツパートナーの協定を締結した後は、事業者名に加え、契約金額及び契約期間を公表します。
- ② 優先交渉者の選定に際し、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- ③ 事業者等から提出された書類は、審査会における審査及び優先交渉者の決定以外の目的で使用することはありません。
- ④ 提出された書類は、返却しません。また、情報公開請求があった場合は、村上市情報公開条例（平成20年村上市条例第20号）の規定に基づき、事業者等の事業活動に明らかに不利益を与えるものなどの非公開情報を除き、公開することがあります。
- ⑤ 申請書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意書式）を提出してください。
- ⑥ 応募に当たっては、この募集要項のほか、村上市ネーミングライツ導入ガイドライン（令和6年〇月策定）に記載の内容を十分確認してください。

6 選定方法

(1) 優先交渉者の選定

優先交渉者は、市の庁内に設置する審査会において、提出のあった申請書及び添付書類に基づき、別に定める審査基準に沿って、総合的に審査して選定します。

なお、審査会における審議に必要な場合は、応募内容に対するヒアリングを実施することがあります。

(2) 失格とする案件

次のいずれかに該当する応募者は、失格扱いとします。

- ① 審査の過程において、「４ 応募資格」を満たさないことが明らかとなったとき。
- ② 提出書類に、虚偽又は不正があったとき。
- ③ その他不正な行為があったとき。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、応募者に文書で通知します。

7 協議及び協定の締結

- (1) 市と優先交渉者は、速やかに、ネーミングライツ事業の実施に関して必要な事項を協議し、協議が整い次第、遅滞なく協定を締結するものとします。
- (2) 協定を締結したネーミングライツパートナーは、次回更新時において、優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出をお願いすることがあります。

8 契約の解除

協定締結後、ネーミングライツパートナーが次の事由に該当する場合、市は契約を解除することができるものとします。この場合、原状回復等に要する費用は、契約を解除された事業者等の負担とします。

- (1) 応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 信用失墜行為等により、施設のイメージを損なうおそれが生じたとき。
- (3) 倒産又は解散したとき。

9 その他

- (1) 市は、愛称の決定後、速やかに市民、利用者団体、関係機関等へ広報誌、ホームページ、報道発表などの多様な媒体を通じて周知、PRを図ります。
- (2) 指定管理者制度を導入している施設については、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、愛称決定後、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を、ネーミングライツパートナー、指定管理者及び市で協議することとなります。
- (3) ネーミングライツ事業の実施に当たり、疑義が生じたとき、又は本募集要項若しくは村上市ネーミングライツ導入ガイドラインに特別の定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、双方協議の上定めるものとします。

10 問合せ先

958-8501 新潟県村上市三之町 1 番 1 号 村上市 企画戦略課 行政改革推進室

電話：0254-53-2111 内線3820 E-Mail：somu-g@city.murakami.lg.jp（質問の受付先）